

【注意事項】

- ◆令和6年1月1日時点で山辺町に住民登録している方について報告してください。
- ◆退職・パート・季節労働等の勤務形態や支払額の多寡に関わらず、令和5年中（令和5年1月1日から12月31日まで）に給与等を支払った方全員分を提出してください。令和5年中退職者で支払額が30万円以下の場合も提出してください。
- ◆提出期限を過ぎてからの提出は、決定通知書の送付が遅くなり、本来よりも少ない回数で納付していただく場合がありますのでご注意ください。
- ◆この給与支払報告書に基づき、令和6年度町県民税特別徴収決定通知書を5月に送付します。提出後に退職、就職等で徴収方法が変更になった場合は、速やかに異動届出書等を提出してください。4月中旬までに提出された届書は、決定通知書に反映されます。
- ◆特別徴収税額に係る納期の特例を希望する場合は申請書（町ホームページ掲載）を提出してください。
- ◆租税条約の規定に基づき住民税の免除を受ける場合は、税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写しを添付してください。摘要欄への記載だけでは適用できません。

◆普通徴収への切替理由

A	給与の支払が不定期
B	退職者または退職予定者（5月末日まで）
C	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）
D	事業専従者（毎月給与支給の場合を除く）

- ◆山辺町では、eLTAXによる特別徴収に係る異動届出書や特別徴収義務者の所在地名称変更届の提出、個人町民税（特別徴収分・退職所得分）の電子納付にも対応しておりますので、ぜひご利用ください。また、従業員の方の確定申告の際はe-Taxの利用をご案内ください。

【eLTAXにより提出する方へ】

- ◆提出後に訂正箇所があった場合は、提出区分を「訂正」として、速やかに再提出をお願いします。
- ◆令和6年度から、特別徴収徴収税額通知（特別徴収義務者用）に加え、特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データを、eLTAXで受け取れるようになります。詳細はeLTAXのホームページをご覧ください。

【光ディスク等により提出する方へ】

注意点等については町ホームページをご覧ください。

【書面により提出する方へ】

- ◆提出後に訂正箇所があった場合は、訂正する方の給与支払報告書と総括表それぞれに「訂正分」と朱書きのうえ、速やかに再提出をお願いします。
- ◆給与支払報告書と共に源泉徴収票の提出があった場合は、返却せず当町で破棄します。
- ◆特定個人情報を含みますので、郵送する場合は、漏えい・紛失等の事故を防止するため、できるだけ追跡可能な簡易書留等による方法で提出してください。
- ◆前々年に税務署へ提出した源泉徴収票が100枚以上である給与支払者は、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられております。また、義務化の対象外である事業所におかれましても、事務効率化のためeLTAXの利用をご検討くださいますようお願いいたします。
- ◆eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを通じて電子的に地方税の申告、申請、納税ができるシステムのことです。山辺町では、給与支払報告書や異動届出書の提出、法人町民税の申告書提出、固定資産税の償却資産申告書提出、個人町民税特別徴収分・法人町民税の電子納付をご利用いただけます。ご利用の詳細は各ホームページをご覧ください。

給与支払報告書（個人明細書）記載事項について

令和6年度（令和5年分）からの主な改正事項

◆控除対象扶養親族の方が非居住者である場合には、その方の区分の欄に該当区分を記載してください。

控除対象扶養親族の区分	記載方法
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01
非居住者（30歳以上又は70歳未満、留学生）	02
非居住者（30歳以上又は70歳未満、障害者）	03
非居住者（30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金）	04

◆退職手当等の支払いを受ける配偶者（生計を一にする配偶者で、退職所得を除く合計所得金額が133万円以下）又は扶養親族がいる場合、摘要欄に氏名等を記載した上で、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄にマイナンバーを記載してください。この場合、摘要欄に記載した氏名と「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に記載したマイナンバーが分かるように記載してください。

住民税の住宅ローン控除を受ける際の記載方法にご注意ください

年末調整で住民税の住宅ローン特別控除の適用を受けるには、給与支払報告書の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」と「住宅借入金等特別控除の額」欄に記載されていることが必要となりますので、その記載について漏れ・誤りのないようお願いします。

必要事項が記入されていないと、正しい控除額の計算ができないため、特別控除を受けられなくなる場合や、正しい額よりも不利な額で控除を受けることになる場合があります。
控除を受けるためには、当該住宅に居住していることが条件です。

「住宅借入金等特別控除の額の内訳」全ての欄に記載してください。

※住宅借入金等特別控除可能額も忘れずに記載してください。

◆「住宅借入金等特別控除適用数」

適用数を記載。適用する住宅ローンが3つ以上のときには、「摘要」の欄に3回目以降の住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載。

◆「住宅借入金等特別控除区分」

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載。

また、当該住宅の取得や増改築が**特定取得**や**特別特定取得**、**特例特別特定取得**に該当する場合には、それぞれ「(特)」「(特特)」「(特特特)」を付記。

住	…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む） （例：一般の住宅借入金等特別控除で特定取得の場合…「住（特）」と記載）
住（特家）	…「住」のうち住宅が特例居住用家屋に該当するとき（令和5年分から新設）
認	…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
認（特家）	…「認」のうち住宅が特例認定住宅等に該当するとき（令和5年分から新設）
増	…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
震	…東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合
震（特家）	…「震」のうち住宅が特例居住用家屋に該当するとき（令和5年分から新設）